

嘆 願 書

- 一 工場設備不完全ニヨル負債ニ対シテハ法令以外ニ本令收入令額ニ添ッル補ニセヨ (四割支給)
- 一 割増賃銀ヲ撤廢シテ最低賃銀制定 (四八十銭) 最高 (二四五十銭)
- 一 一年一回十銭以上宛ノ昇給セラレ度シ
- 一 退職手當ヲ制定セヨ
- 一 工場ノ都合ニ依ル早退ハ休業八日給金額支給セヨ
- 一 又切日ヲ変更シヨ (又切日賃銀支給日三日前ニテ居ルモノヲ前日ニシヨ)
- 一 家賃ヲ補充シヨ (金五円宛)

岩田工場従業員一同

岩田兄弟高會 啟

第九一七號

昭和六年三月十三日

普視總監 丸山 鶴吉

6. 3. 18
2246

内務大臣 安達 謙藏
社會局長官 吉田 茂 殿

岩田兄弟高會爭議解決ノ件 (第二報) 解決

既報標記勞働爭議ハ本月十日午後六時勞資會見交渉ノ結果左記
条件ニ依リ日滿解決セリ

記

解決条件

- 一 労働員十一名ハ任意退職届書ヲ工場主ニ提出ス
- 二 工場主ハ退職者十一名ニ対シ金二千五百円ヲ即時支給ス
退職届(写)